

○三原市空き家改修等支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 7 月 31 日

要綱第 82 号

改正 平成 29 年 9 月 29 日要綱第 1 令和 2 年 4 月 1 日要綱第
07 号 85 号

令和 3 年 4 月 1 日要綱第 53—2 号 令和 7 年 4 月 1 日要綱第
58 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の空き家の流動化を促進し、本市人口の増加を図るため、空き家活用に要する経費に対し、予算の範囲内において、三原市空き家改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則（平成 17 年三原市規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 10 年以上住む意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 空き家 居住を目的として建築された市内に存する建物（賃貸、分譲等を目的として建築されたものを除く。）であって、現に居住していない、又は居住しなくなる予定のものをいう。
- (3) 移住 1 年以上継続して市外に住所を有している者が本市に定住の意思を持って転入することをいう。
- (4) 空き家バンク物件 三原市空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (5) 空き家バンク物件利用者 空き家バンク物件を購入又は賃借等で使用する者をいう。

(6) 空き家所有者 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸等を行うことができる者をいう。ただし、法人を除く。

(7) 中山間地域 三原市中山間地域活性化基本方針で設定する地域をいう。

(8) 市税 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次のいずれにも該当する空き家バンク物件利用者

ア 定住の意思をもって移住しようとする者又は既に空き家バンク物件を利用して移住している者

イ 空き家バンク物件の売買等契約成立後、原則1年を経過していない者

ウ 空き家バンク物件を購入しない場合は、空き家バンク物件所有者と改修に関して書面による同意が得られている者

エ 補助金の交付の申請の日までに本市の住民基本台帳に記録されていない者にあつては、当該補助事業実施後原則3箇月以内に転入の届出を行う者

(2) 空き家バンク登録日又は第9条に規定する実績報告書の提出日のいずれか遅い日から2年以上空き家バンクに登録する意思がある空き家所有者。ただし、2年を経過する日までに第三者と賃貸又は売買の契約を締結することとなった場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

(1) 3親等内の親族間での空き家バンク物件の売買若しくは賃貸借又は無償での使用に係る場合

(2) 本市の市税を滞納している者

(3) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第3号に規定する者又は当該者と密接な関係を有する者

(4) この要綱に基づく補助金の対象事業に係る経費について、国又は地方公共団体から補助を受けている又は受ける予定がある場合

3 この要綱により補助金の交付を受けることができるのは、改修費については同一補助対象者に、家財整理費については同一空き家所有者（当該補助事業の家財整理費に係る補助金の交付を受けた物件を相続した者を除く。）に対してそれぞれ1回を限度とする。

（補助金の額及び交付対象経費）

第4条 補助金の区分、対象事業及び補助金額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市空き家改修等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、補助対象事業施工前までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付するものと決定したときは、規則第7条の補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に三原市空き家改修等支援事業補助金変更交付申請書（様式第2号）に、関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更内容を審査の上、前条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定の通知）

第 8 条 市長は、前条第 2 項の規定により当該補助金の交付の決定を変更したときは、規則第 1 4 条の補助金等変更決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から 3 0 日以内又は補助申請年度の末日のいずれか早い日までに三原市空き家改修等支援事業実績報告書（様式第 3 号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 1 0 条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、これを審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第 1 6 条の補助金等の額の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 1 条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに三原市空き家改修等支援事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 1 2 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、天災その他やむを得ない場合を除き、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- （2） 補助対象事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- （3） 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- （4） 第 3 条第 1 項第 1 号に該当する者が当該補助事業の改修費に係る補助金の交付を受けた物件に移住した日から 10 年未満の間に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取壊し等の理由により居住しなくなったとき。

(5) 第3条第1項第2号に該当する者が、当該補助事業の家財整理費に係る補助金の交付を受けた物件の空き家バンク登録日又は第9条に規定する実績報告書の提出日のいずれか遅い日から2年未満の間に、空き家バンク登録を抹消したとき。ただし、2年を経過する日までに第三者と賃貸又は売買の契約を締結することとなった場合はこの限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、三原市空き家改修等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金を既に交付しているときは、三原市空き家改修等支援事業補助金返還命令書(様式第6号)により、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日要綱第107号)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日要綱第85号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第53—2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	対象事業	対象者	補助金額
改修	空き家の居住の用に供する部分(店	第3条第	対象事業に係る

	舗、倉庫等の用途に係るものを除く。)1項第1 に 関 し、機 能 回 復 の た め の 修 繕 工 事 又 号 に 掲 は 設 備 改 善 の た め の 改 修 工 事 で、次 に げ る 者 掲 げ る 要 件 を 全 て 満 た す も の (1) 補助金の交付決定日から原則 2月以内に着手し、当該交付決定 日が属する年度内に完了する修 繕工事又は改修工事であること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 市内の建築業者等（個人事業 主を含む。）が施工すること。 イ 市内の事業者等から購入し た材料を使用し、自らが施工す ること。		経費の2分の1以内 とし、30万円を限度 とする。 （算出した金額に 千円未満の端数があるときは、これを 切り捨てる。）
家財 整理	三原市空き家バンクに登録してい る又は登録するための空き家の家財 道具を搬出処分するもの。	第3条第 1項第2 号に掲 げる者	(1) 中山間地域以 外 対象事業に係る 経費の2分の1以内 とし、5万円を限度 とする（ただし、算 出した金額に千円 未満の端数がある ときは、これを切り 捨てる。）。 (2) 中山間地域 対象事業に係る 経費の3分の2以内 とし、20万円を限度 とする（ただし、算

		出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 。
--	--	-----------------------------------

別表第 2 （第 1 3 条関係）

定住した期間	返還を求める額
3 年未満	交付済み額の 1 0 0 分の 1 0 0
3 年以上 7 年未満	交付済み額の 1 0 0 分の 7 5
7 年以上 1 0 年未満	交付済み額の 1 0 0 分の 5 0